

現 行	頁	改 定 後	頁																				
1.2.2 土地の形質変更 解説 盛土規制法における「土地の形質の変更」の定義は、図 1-2 及び図 1-3 に示すとおりです。 土地の形質変更 盛土や切土を行うこと 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にする ために行う土地の形質変更 特定盛土等 宅地又は農地等において行 う土地の形質変更で、当該 宅地又は農地等に隣接し、 又は近接する宅地において 災害を発生させるおそれが 大きいもの 図 1-2 土地の形質変更の定義 補足：本手引において、「宅地造成」と「特定盛土等」を合わせて「土地の形質変更」と記載します。また、「土地の形質変更に関する工事」と「土石の堆積に関する工事」を合わせて単に「工事」と記載します。 <table><tr><td>① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの</td><td></td></tr><tr><td>② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの</td><td></td></tr><tr><td>③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)</td><td></td></tr><tr><td>④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)</td><td></td></tr><tr><td>⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの (①～④を除く)</td><td></td></tr></table> 図 1-3 土地の形質変更（盛土・切土）の定義	① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの		② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの		③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)		④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)		⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの (①～④を除く)		4～6	1.2.2 土地の形質変更 解説 盛土規制法における「土地の形質の変更」の定義は、図 1-2 及び図 1-3 に示すとおりです。 本手引において、「宅地造成」と「特定盛土等」を合わせて「土地の形質変更」と記載します。定義は図 1-2 に示す通りです。また、「土地の形質変更に関する工事」と「土石の堆積に関する工事」を合わせて単に「工事」と記載します。 土地の形質変更 盛土や切土を行うこと 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にする ために行う土地の形質変更 (規模は政令で定める) 特定盛土等 宅地又は農地等において行 う土地の形質変更で、当該 宅地又は農地等に隣接し、 又は近接する宅地において 災害を発生させるおそれが 大きいもの (規模は政令で定める) 図 1-2 土地の形質変更の定義 補足：本手引において、「宅地造成」と「特定盛土等」を合わせて「土地の形質変更」と記載します。また、「土地の形質変更に関する工事」と「土石の堆積に関する工事」を合わせて単に「工事」と記載します。 <table><tr><td>① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの</td><td></td></tr><tr><td>② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの</td><td></td></tr><tr><td>③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)</td><td></td></tr><tr><td>④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)</td><td></td></tr><tr><td>⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの (①～④を除く)</td><td></td></tr></table> 図 1-3 土地の形質変更（盛土・切土）の定義	① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの		② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの		③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)		④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)		⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの (①～④を除く)		4～5
① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの																							
② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの																							
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)																							
④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)																							
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの (①～④を除く)																							
① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの																							
② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの																							
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)																							
④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)																							
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの (①～④を除く)																							

[盛土と埋戻し]

- ・ 盛土とは、周辺の地盤高よりも高く土を盛り上げる行為とします。
- ・ 埋戻しとは、周辺の地盤高まで土を充填する行為とします。

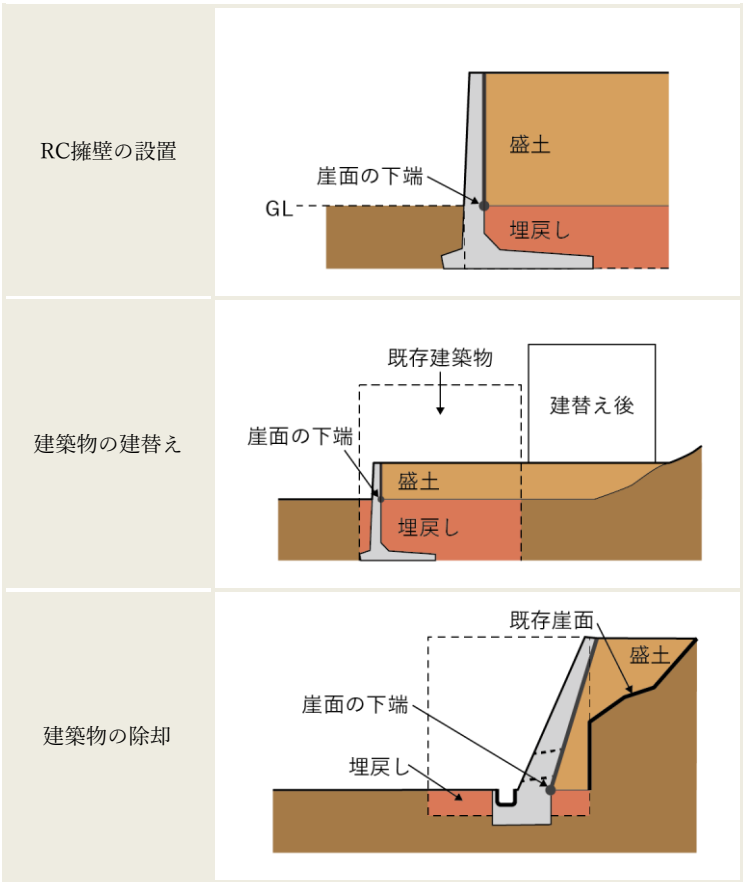


図 1-4 盛土と埋戻し

補足：土地の形質変更の判断は、埋戻し部分を除く、盛土部分で行います。

[盛土のタイプ]

本法の規制対象となる宅地造成及び特定盛土等は、いずれも一定の土地における盛土又は切土による土地の形質変更を指すが、このうち盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、各種の許可手続等において、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性等を判断してください。

- (1) 勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「平地盛土」とします。
- (2) 勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「腹付け盛土」とします。
- (3) 谷や沢を埋め立てて行う盛土を「谷埋め盛土」とします。

[盛土と埋戻し]

- ・ 盛土とは、周辺の地盤高よりも高く土を盛り上げる行為とします。
- ・ 埋戻しとは、周辺の地盤高まで土を充填する行為とします。
- ・ **土地の形質変更の判断は、埋戻し部分を除く、盛土部分で行います。**

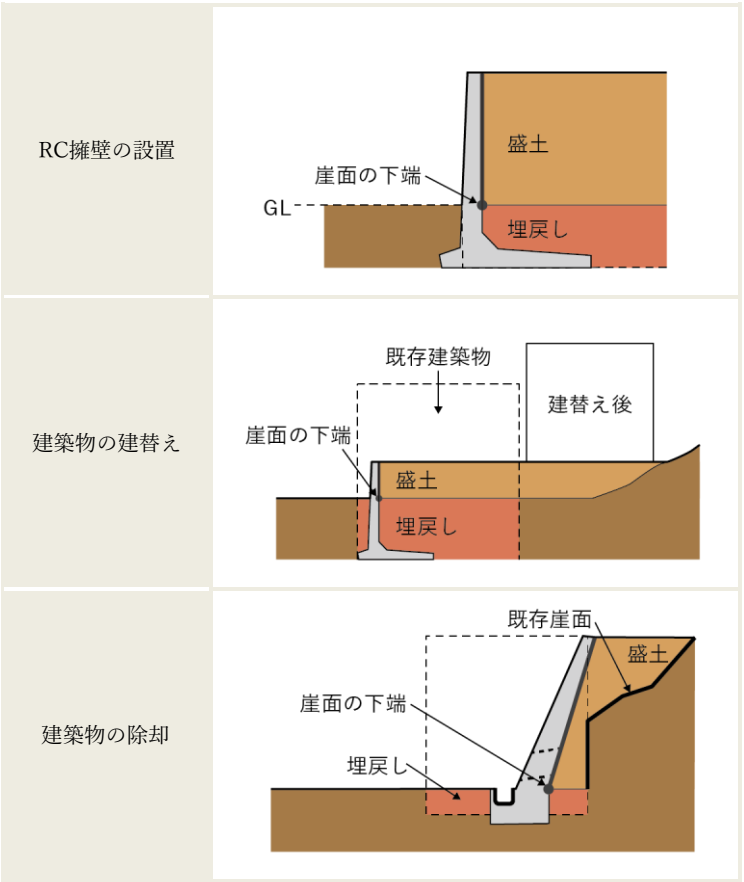


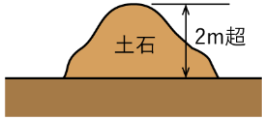
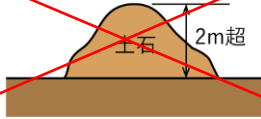
図 1-3 盛土と埋戻し

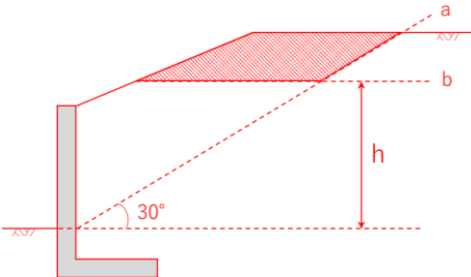
~~補足：土地の形質変更の判断は、埋戻し部分を除く、盛土部分で行います。~~

[盛土のタイプ]

本法の規制対象となる宅地造成及び特定盛土等は、いずれも一定の土地における盛土又は切土による土地の形質変更を指すが、このうち盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、各種の許可手続等において、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性等を判断してください。

- (1) 勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「平地盛土」とします。
- (2) 勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「腹付け盛土」とします。
- (3) 谷や沢を埋め立てて行う盛土を「谷埋め盛土」とします。

現 行	頁	改 定 後	頁
1.2.4 土石の堆積 解説 盛土規制法における「土石の堆積」の定義は、図 1-7 に示すとおりです。 ① 最大時に堆積する高さが 2m 超となる土石の堆積  ② 最大時に堆積する面積が 500m²超となる土石の堆積  図 1-7 土石の堆積の定義 土石の堆積は、一定期間（許可日から 5 年以内）の経過後に当該土石を除却するものに限ります。残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。 本法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいいます。なお、次に掲げるものについては、本法の規制対象とならないものと解されます。 （1）試験、検査等のための試料の堆積 （2）屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 （3）岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの （4）主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積 なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象となるものと解されます。	8	1.2.4 土石の堆積 解説 盛土規制法における「土石の堆積」の定義は、図 1-7 に示すとおりです。 ① 最大時に堆積する高さが 2m 超となる土石の堆積  ② 最大時に堆積する面積が 500m²超となる土石の堆積  図 1-7 土石の堆積の定義 土石の堆積とは、一定期間（許可日から 5 年以内）の経過後に当該土石を除却するものをいい、規模は政令で定めていますに限りま<u>す</u>。残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。 本法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいいます。なお、次に掲げるものについては、本法の規制対象とならないものと解されます。 （1）試験、検査等のための試料の堆積 （2）屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 （3）岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの （4）主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積 なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象となるものと解されます。	7

現 行	頁	改 定 後	頁
2.2 許可を要する工事 解説 略 [既存擁壁の改修等を行う場合の考え方] 略	15	2.2 許可を要する工事 解説 略 [擁壁と法面が連続する場合について] 高崎市では、図1-13に示すとおり、擁壁の背面を起点に、擁壁前面の計画地盤高から引いた角度30° 線（線a）よりも上であり、かつ擁壁前面の地盤から高さ h の水平線（線b）よりも上（図の斜線部）にかかる造成を行う場合は規制対象とみなします。h の値は下記のとおり考えます。 ①盛土の場合は h =1m ②切土の場合は h =2m ③①、②に以外で切盛りを併せて行う場合はh=2m  図 1-13 擁壁と法面が連続する場合について [既存擁壁の改修等を行う場合の考え方] 略	14

現 行		頁	改 定 後		頁																																																																																					
4.3.1 工事の許可申請に必要な書類等		39、40	4.3.1 工事の許可申請に必要な書類等		38, 39																																																																																					
土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類は表 2-2、図面は表 2-3 に示すとおりです。 官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書、印鑑証明書及び残高証明書は、取得から3か月以内のものを、融資証明書は金融機関が有効と定める期間以内のものを提出してください。			土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類は表 2-2、図面は表 2-3 に示すとおりです。 官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書、印鑑証明書及び残高証明書は、取得から3か月以内のものを、融資証明書は金融機関が有効と定める期間以内のものを提出してください。																																																																																							
表 2-2 土地の形質変更または土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類			表 2-2 土地の形質変更または土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類																																																																																							
<table><tr><th colspan="3">(高崎市) 必要書類</th><th rowspan="2">根拠規定</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th></th><th>形質変更</th><th>土石の堆積</th></tr><tr><td>□許可申請書</td><td>○</td><td>○</td><td>省令第7条1項、第63条1項</td><td></td></tr><tr><td>□擁壁の設計書（構造計算書含む）</td><td>○</td><td></td><td>省令第7条1項2号、第63条1項1号</td><td>鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合</td></tr><tr><td>□法面の安定計算書</td><td>○</td><td></td><td>省令第7条1項3号、4号、12号、第63条1項1号、2号</td><td>①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合</td></tr><tr><td>□設計者の資格を有する者であることを証する書類</td><td>○</td><td></td><td>省令第7条1項5号、第63条1項1号</td><td>高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m2を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要</td></tr><tr><td>□現地写真</td><td>○</td><td>○</td><td>省令第7条1項6号、第63条1項1号</td><td>2方向以上から撮影したもの</td></tr><tr><td>〈申請者が個人の場合〉 □住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 □登記事項証明書 □役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの</td><td>○</td><td>○</td><td>省令第7条1項7号、8号、第63条1項1号</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		(高崎市) 必要書類			根拠規定	備考		形質変更	土石の堆積	□許可申請書	○	○	省令第7条1項、第63条1項		□擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		省令第7条1項2号、第63条1項1号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	□法面の安定計算書	○		省令第7条1項3号、4号、12号、第63条1項1号、2号	①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合	□設計者の資格を有する者であることを証する書類	○		省令第7条1項5号、第63条1項1号	高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m2を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要	□現地写真	○	○	省令第7条1項6号、第63条1項1号	2方向以上から撮影したもの	〈申請者が個人の場合〉 □住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 □登記事項証明書 □役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの	○	○	省令第7条1項7号、8号、第63条1項1号								<table><tr><th colspan="3">(高崎市) 必要書類</th><th rowspan="2">根拠規定</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th></th><th>形質変更</th><th>土石の堆積</th></tr><tr><td>□許可申請書</td><td>○</td><td>○</td><td>省令第7条1項、第63条1項</td><td></td></tr><tr><td>□擁壁の設計書（構造計算書含む）</td><td>○</td><td></td><td>省令第7条1項2号、第63条1項1号</td><td>鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合</td></tr><tr><td>□法面の安定計算書</td><td>○</td><td></td><td>省令第7条1項3号、4号、12号、第63条1項1号、2号</td><td>①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合</td></tr><tr><td>□設計者の資格を有する者であることを証する書類</td><td>○</td><td></td><td>省令第7条1項5号、第63条1項1号</td><td>高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m2を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要</td></tr><tr><td>□現地写真</td><td>○</td><td>○</td><td>省令第7条1項6号、第63条1項1号</td><td>2方向以上から撮影したもの</td></tr><tr><td>〈申請者が個人の場合〉 □住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 □登記事項証明書 □役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの</td><td>○</td><td>○</td><td>省令第7条1項7号、8号、第63条1項1号</td><td>「役員」とは、原則、会社法に基づく株式会社にあつては「取締役」として、法人の登記事項証明書に記載された全員を指すものとします。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	(高崎市) 必要書類			根拠規定	備考		形質変更	土石の堆積	□許可申請書	○	○	省令第7条1項、第63条1項		□擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		省令第7条1項2号、第63条1項1号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	□法面の安定計算書	○		省令第7条1項3号、4号、12号、第63条1項1号、2号	①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合	□設計者の資格を有する者であることを証する書類	○		省令第7条1項5号、第63条1項1号	高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m2を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要	□現地写真	○	○	省令第7条1項6号、第63条1項1号	2方向以上から撮影したもの	〈申請者が個人の場合〉 □住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 □登記事項証明書 □役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの	○	○	省令第7条1項7号、8号、第63条1項1号	「役員」とは、原則、会社法に基づく株式会社にあつては「取締役」として、法人の登記事項証明書に記載された全員を指すものとします。						
(高崎市) 必要書類			根拠規定	備考																																																																																						
	形質変更	土石の堆積																																																																																								
□許可申請書	○	○	省令第7条1項、第63条1項																																																																																							
□擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		省令第7条1項2号、第63条1項1号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合																																																																																						
□法面の安定計算書	○		省令第7条1項3号、4号、12号、第63条1項1号、2号	①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合																																																																																						
□設計者の資格を有する者であることを証する書類	○		省令第7条1項5号、第63条1項1号	高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m2を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要																																																																																						
□現地写真	○	○	省令第7条1項6号、第63条1項1号	2方向以上から撮影したもの																																																																																						
〈申請者が個人の場合〉 □住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 □登記事項証明書 □役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの	○	○	省令第7条1項7号、8号、第63条1項1号																																																																																							
(高崎市) 必要書類			根拠規定	備考																																																																																						
	形質変更	土石の堆積																																																																																								
□許可申請書	○	○	省令第7条1項、第63条1項																																																																																							
□擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		省令第7条1項2号、第63条1項1号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合																																																																																						
□法面の安定計算書	○		省令第7条1項3号、4号、12号、第63条1項1号、2号	①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合																																																																																						
□設計者の資格を有する者であることを証する書類	○		省令第7条1項5号、第63条1項1号	高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m2を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要																																																																																						
□現地写真	○	○	省令第7条1項6号、第63条1項1号	2方向以上から撮影したもの																																																																																						
〈申請者が個人の場合〉 □住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 □登記事項証明書 □役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの	○	○	省令第7条1項7号、8号、第63条1項1号	「役員」とは、原則、会社法に基づく株式会社にあつては「取締役」として、法人の登記事項証明書に記載された全員を指すものとします。																																																																																						
以下略			以下略																																																																																							

「盛土規制法の手引き」 【令和 7 年 1 0 月改正版】新旧対照表 P69

現 行	頁	改 定 後	頁
7.2.3 盛土法面及び盛土全体の安定性の検討 審査基準 [盛土全体の安全性の検討] 次の規模に該当する場合は、盛土全体の安全性の検討を行う必要があります。	69	7.2.3 盛土法面及び盛土全体の安定性の検討 審査基準 [盛土全体の安全性の検討] 次の規模に該当する場合は、盛土全体の安全性の検討を行う必要があります。 この場合、滑り面は複数の円弧又は直線に近似できることを想定しており、二次元の分割法により検討することを標準とします。	68

「盛土規制法の手引き」 【令和 7 年 1 0 月改正版】新旧対照表 P86

現 行	頁	改 定 後	頁
8.3.2 地盤の状況 審査基準 [二段擁壁] 図 3-17 に示す擁壁で下記のいずれかに該当するものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなします。 ①表 3-7 の θ 角度以内に入っていない ②0.4H 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていない 二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置してください。	86	8.3.2 地盤の状況 審査基準 [二段擁壁] 図 3-17 に示す擁壁で下記のいずれかに該当するものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなします。 ①表 3-7 の θ 角度以内に入っていない ②0.4H 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていない 二段擁壁となる場合は、 上部、下部どちらの擁壁についても安全性を審査します。既存の擁壁について構造が不明な場合は審査ができないため、造り変える等の必要が生じます。下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置してください。	85

現 行	頁	改 定 後	頁
8.5.2 練積み擁壁 審査基準 図面等により、練積み擁壁の構造が政令で定める構造に適合していることを確認します。 [政令で定める構造] ・擁壁の形状が図 3-23 に定める形状に合致すること。 ・組積材の控え長さが 30cm 以上であること。 ・組積材がコンクリートにより一体化されていること。 ・擁壁背面に有効な裏込めがされていること。 有効な裏込めとは、図 3-21 に示すものとします。 図 3-21 間知ブロックの各部名称 図 3-22 裏込め材の配置 補足：胴込め・裏込めに用いるコンクリートは 4 週圧縮強度 15N/mm2 以上とすることが望ましいです。	92	8.5.2 練積み擁壁 審査基準 図面等により、練積み擁壁の構造が以下の項目政令で定める構造に適合していることを確認します。 [政令で定める構造] ・擁壁の形状が図 3-23 に定める形状に合致すること。 ・組積材の控え長さが 30cm 以上であること。 ・組積材がコンクリートにより一体化されていること。 ・擁壁背面に有効な裏込めがされていること。 (有効な裏込めとは、図 3-22 に示すものとします。) 有効な裏込めとは、図 3-21 に示すものとします。 [その他の審査項目] ・地盤が支持地盤としての地耐力を有すること。 ・コンクリート強度が十分であること。 ・石材及びコンクリートブロック材の種類が適切であること。 ・排水施設が適切に設けられていること。 図 3-21 間知ブロックの各部名称 図 3-22 裏込め材の配置 補足：胴込め・裏込めに用いるコンクリートは 4 週圧縮強度 15N/mm2 以上とすることが望ましいです。	91

現 行	頁	改 定 後	頁
8.5.3 任意設置擁壁 解説 任意設置擁壁のうち、高さ 2m を超えるものについては建築基準法施行令の規定を準用します。 審査基準 図面、書類等により、以下の基準に適合していることを確認します。擁壁の種類は、図 3-13 から選定してください。高さ 2m を超える任意設置擁壁は義務設置擁壁と同様に設計されているかを確認します。 補足：高さ 2m 以下の任意設置擁壁も義務設置擁壁と同様に設計することが望ましいです。 また、任意に設置する擁壁については、災害のおそれがないと認められる場合に限り、これ以外の構造形式を認めます。	94	8.5.3 任意設置擁壁 解説 任意設置擁壁のうち、高さ 2m を超えるものについては建築基準法施行令の規定を準用します。 審査基準 図面、書類等により、以下の基準に適合していることを確認します。擁壁の種類は、図 3-13 から選定してください。高さ 2m を超える任意設置擁壁は、図 3-13 のいずれかの構造形式で義務設置擁壁と同様に設計され、建築基準法施行令の規定等に適合しているかをことの確認をします。 補足：高さ 2m 以下の任意設置擁壁も義務設置擁壁と同様に設計することが望ましいです。構造形式は原則として図 3-13 に示すもののみ認められます。ただし、また、任意に設置する擁壁については、明確な設計根拠に基づき安定性が示されている等、災害のおそれがないと認められる場合に限り、これ以外の構造形式を認めます。	93

現 行	頁	改 定 後	頁
12.1 排水施設の設置 審査基準 〔表面排水施設の種類〕 図面等により、以下に示す場合に排水工が設置されていることを確認します。各工法の設置例を図 3-45 に示します。 〔法肩排水工〕 ・法肩より上部に斜面地が続くなど、法肩に外部から地表水等の流入が想定される場合は、法肩に排水工を設置する。 〔小段排水工〕 ・崖面天端には、原則、排水工を設置すること。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できるときは、この限りではありません。 〔縦排水工〕 ・法肩排水工、小段排水工に集められた水を法尻に導くため、縦排水工を設置する。 〔法尻排水工〕 ・必要に応じて設置する。	127 , 12 8	12.1 排水施設の設置 審査基準 〔表面排水施設の種類〕 図面等により、以下に示す場合に排水工が設置されていることを確認します。各工法の設置例を図 3-45 に示します。 ①法肩排水工 ・法肩より上部に斜面地が続くなど、法肩に外部から地表水等の流入が想定される場合は、法肩に排水工を設置する。 ②小段排水工 ・崖面天端には、原則、排水工を設置すること。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できるときは、この限りではありません。 ③縦排水工 ・法肩排水工、小段排水工に集められた水を法尻に導くため、縦排水工を設置する。 ④法尻排水工 ・必要に応じて設置する。	127 , 12 8, 1 29
図 3-45 表面排水工の配置		図 3-45 表面排水工の配置	
補足：審査基準に示す場合以外にも、必要に応じて表面排水工を設置してください。		〔法肩排水工及び法尻排水工の設置について〕 高崎市では、土砂の流出を防ぐため、以下の考え方にに基づき法肩排水工及び法尻排水工の必要性を判断します。図 3-46 に具体例を示します。 ・通常の排水勾配（5%以下）よりも急勾配の場所を雨水が流下したときに土砂の流出が生ずるおそれがある。 ・コンクリート擁壁や間知ブロックなどで地表面を保護してあれば、土砂流出のおそれはない。	
〔地下排水施設の種類〕 図面等により、以下に示す場合に排水工が設置されていることを確認します。		補足：審査基準に示す場合以外にも、必要に応じて表面排水工を設置してください。排水（地表面を流れる水や、擁壁の水抜き孔からの排水なども含む）の流下先となる土地の所有者等とは必ず協議をしてください。	
〔暗渠排水工〕 盛土を施工する前の基礎地盤にトレンチを掘削して埋設するもので、現地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とします。設置例を図 3-47 に、暗渠の定義を表 3-17 に示します。それぞれの暗渠の具体的な仕様については「盛土等防災マニュアルの解説」等を参照してください。			
〔基盤排水層〕			

地山から盛土への水の浸透を防止するために、地山の表面に設置するもので、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とします。設置例を図 3-48 に示します。 [暗渠流末の処理] 暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とします。 [水平排水層] 盛土本体に一定の高さごとに透水性が高い碎石や砂等を設置し、地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除し、盛土の安定を図ることを目的とします。12.1.2 を参照してください。		図 3-46 法肩排水工及び法尻排水工の設置について [地下排水施設の種類] 図面等により、以下に示す場合に排水工が設置されていることを確認します。 ①暗渠排水工 盛土を施工する前の基礎地盤にトレンチを掘削して埋設するもので、現地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とします。設置例を図 3-47 に、暗渠の定義を表 3-17 に示します。それぞれの暗渠の具体的な仕様については「盛土等防災マニュアルの解説」等を参照してください。 ②基盤排水層 地山から盛土への水の浸透を防止するために、地山の表面に設置するもので、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とします。設置例を図 3-48 に示します。 ③暗渠流末の処理 暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とします。 ④水平排水層 盛土本体に一定の高さごとに透水性が高い碎石や砂等を設置し、地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除し、盛土の安定を図ることを目的とします。12.1.2を参照してください。 補足：審査基準に示す場合以外にも、必要に応じて表面排水工を設置してください。
--	--	---

現 行	頁	改 定 後	頁
12. 1. 3 流末処理方法 解説 排水施設の流末処理について規定します。放流先の排水能力の確認、雨水の一時貯留施設、浸透施設の技術基準について規定します。 審査基準 〔公共水域への接続〕 開発区域内の排水施設は、原則として、下水道、河川、水路などに接続していることとします。この場合、その管理者と事前に十分に協議を行うことが必要です。 また、排水放流先の水路等がなく、地形、地質上支障ないと認められる場合に限り浸透施設による処理ができるものとします。 〔技術的基準等〕 ①放流先の排水能力の確認 (1)事業区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.5 ヘクタール未満のときは、一次放流先までの排水能力が十分であることを確認してください。 (2)事業区域の面積が 0.5 ヘクタール以上のときは、下水道、河川その他の公共の水域までの排水能力が十分であることを確認してください。 ②一時雨水を貯留する施設 放流先の排水能力によりやむを得ず、降雨時等の一時的な貯水をするための施設を設置する場合は、『防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例』（社団法人 日本河川協会）によるものとします。ただし、放流先の管理者の了解を得た上で、当面の間は以下のとおりとすることができます。 (1)事業区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.5 ヘクタール未満のときは、5 年確率降雨強度で算出された流出量を 30 分間貯留できる容量とします。 (2)事業区域の面積が 0.5 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満のときは、5 年確率降雨強度で算出された流出量を 1 時間貯留できる容量とします。 (3)浄化槽処理水を一時貯留する場合は、1 日分を見込むものとします。 なお、流出抑制施設の設置及び管理については、「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の管理及び設置に関するマニュアルについて（平成 12 年 7 月 27 日付け建設省経民発 14 号、建設省郡下公発第 18 号、建設省河環発第 35 号）」を参照してください。 ③浸透施設の設置基準等 (1)構造等は、『宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説』（社団法人日本宅地開発協会）又は『雨水浸透施設技術指針（案）』（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）によるものを基本とします。 (2)設置にあたっては、盛土部分及びがけ擁壁等の付近へは設けないでください。 (3)浸透面積は底面のみでなく側面に対しても考慮した構造とし、流入する雑排水は浄化槽等で処理されたものを浸透させるものとします。 (4)規模は土質、排水量により異なるが、一般家庭用の雑排水処理としては、1 戸当たり 1 立方メートル以上の貯留能力があるものとします。 (5)並列して設置する場合は、その浸透の能力を確保するために、必要な間隔をとってください。	135 13 6	12. 1. 4 流末処理方法 解説 排水施設の流末処理について規定します。 放流先の排水能力の確認、雨水の一時貯留施設、浸透施設の技術基準について規定します。 審査基準 〔公共水域への接続〕 事業区域内の排水施設は、原則として、下水道、河川、水路などに接続していることとします。この場合、その管理者と事前に十分に協議を行うことが必要です。 また、排水放流先の水路等がなく、 地形、地質上支障ないと認められる場合に限り浸透施設による処理ができるものとします。 やむを得ず民有地に存する排水設備等に接続する場合は、その排水設備等の管理者に排水計画を説明し、接続の同意を得るよう努めてください。 〔技術的基準等〕 ①放流先の排水能力の確認 (1)事業区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.5 ヘクタール未満のときは、一次放流先までの排水能力が十分であることを確認してください。 (2)事業区域の面積が 0.5 ヘクタール以上のときは、下水道、河川その他の公共の水域までの排水能力が十分であることを確認してください。 ②①一時雨水を貯留する施設 放流先の排水能力によりやむを得ず、降雨時等の一時的な貯水をするための施設を設置する場合は、『防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例』（社団法人 日本河川協会）によるものとします。ただし、放流先の管理者の了解を得た上で、当面の間は以下のとおりとすることができます。 なお、ここで言う事業区域とは、盛土又は切土をする部分のみならず、事業の用に供する土地全ての区域を言います。 (1)事業区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.5 ヘクタール未満のときは、5 年確率降雨強度で算出された流出量を 30 分間貯留できる容量とします。 (2)事業区域の面積が 0.5 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満のときは、5 年確率降雨強度で算出された流出量を 1 時間貯留できる容量とします。 (3)浄化槽処理水を一時貯留する場合は、1 日分を見込むものとします。 なお、流出抑制施設の設置及び管理については、「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の管理及び設置に関するマニュアルについて（平成 12 年 7 月 27 日付け建設省経民発 14 号、建設省郡下公発第 18 号、建設省河環発第 35 号）」を参照してください。 ③②浸透施設の設置基準等 (1)構造等は、『宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説』（社団法人日本宅地開発協会）又は『雨水浸透施設技術指針（案）』（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）によるものを基本とします。 (2)設置にあたっては、盛土部分及びがけ擁壁等の付近へは設けないでください。 (3)浸透面積は底面のみでなく側面に対しても考慮した構造とし、流入する雑排水は浄化槽等で処理されたものを浸透させるものとします。 (4)規模は土質、排水量により異なるが、一般家庭用の雑排水処理としては、1 戸当たり 1 立方メートル以上	134

		の貯留能力があるものとします。 (5)並列して設置する場合は、その浸透の能力を確保するために、必要な間隔をとってください。 盛土規制法の技術的基準に則り排水施設等を設置することで地表水の処理が適切になされた上で、盛土等の安定性に影響がない場合において、浸透施設等を設置できるものとします。 構造等は、『雨水浸透施設技術指針（案）』（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）によるものを基本とします。	
--	--	---	--